

妊よう性温存療法にかかる費用の一部を助成します

銚田市では、小児・思春期・若年成人のがん等の治療をされる方が、将来子どもを産み育てる可能性を温存し、希望を持ってがん治療等に取り組めるよう、妊よう性温存療法にかかる費用の一部を助成します。

●助成対象となる方（①～④の要件をすべて満たすこと）

- ①茨城県小児・AYA世代のがん患者等の妊孕性温存療法等助成事業実施要綱に基づく補助金（以下「県補助金」という）の交付決定を受けていること
- ②申請日において銚田市に住所を有すること
- ③申請日において夫婦の市税に滞納がないこと（未成年の場合は保護者）
- ④申請する治療で「銚田市不妊治療費助成金」の交付を受けていないこと

●助成の内容 1回あたり8万円を限度、1人2回まで

※助成対象経費から県補助金の交付額を差し引いた額が助成金の額となります。

ただし、治療に要した費用が8万円に満たない場合は、その額となります。

●対象となる治療

- ・ 胚（受精卵）凍結に係る治療
- ・ 未受精卵子凍結に係る治療
- ・ 精子凍結に係る治療
- ・ 精巣内精子採取術による精子凍結に係る治療
- ・ 卵巣組織凍結に係る治療（組織の再移植を含む。）

●申請場所 銚田市子ども家庭課

●申請期間 治療が終了した日の属する年度内で、県補助金の交付決定後速やかに申請してください。

申請の流れ

① 茨城県看護協会へ県補助金の申請をする

<問合せ先>

茨城県看護協会「いばらきみんなのがん相談室」

☎029-222-1219（月曜～金曜 9:00～16:00）

② 県補助金の申請書に添付した以下の書類を用意する

- ・ 県補助金交付決定及び交付確定通知書の写し
- ・ 妊孕性温存療法実施医療機関の証明書の写し
- ・ 原疾患治療実施医療機関の証明書の写し

③ 「未納がないことの証明書」を取得後、②の書類と口座が確認できるものを持参し、子ども家庭課へ交付申請書等を提出する

【ご相談・問合せ】

銚田市子ども家庭課 すこやか親子サポート係
銚田市銚田1444番地1 ☎ 0291-36-7611

※申請に必要な書類は裏面をご覧ください。

銚田市の申請に必要な書類

必要書類	備考
① 銚田市妊よう性温存療法助成金交付申請書	
② <u>茨城県小児・AYA世代のがん患者等の妊孕性温存療法等助成事業申請に伴う補助金交付決定及び交付確定通知書の写し</u>	<p>県補助金の申請時に忘れずに<u>コピーをとっておいてください。</u></p> <p><u>※銚田市の申請で必要になります</u></p>
③ <u>茨城県小児・AYA世代のがん患者等の妊孕性温存療法等助成事業に係る証明書（妊孕性温存療法実施医療機関）の写し</u>	
④ <u>茨城県小児・AYA世代のがん患者等の妊孕性温存療法等助成事業に係る証明書（原疾患治療実施医療機関）の写し</u>	
⑤ <u>未納がないことの証明書</u> ※未成年の場合は保護者	<p>税務課の窓口で「茨城県小児・AYA 世代のがん患者等の妊孕性温存療法等助成事業に係る証明書」（妊孕性温存療法実施医療機関）をご提示いただくと、手数料が減免となります。</p>
⑥ <u>振込口座の確認ができるもの</u>	<p>通帳またはキャッシュカードの写し（未成年の場合は保護者）</p>

茨城県の妊孕性温存療法助成事業の申請に関する問合せ

茨城県看護協会 「いばらきみんなのがん相談室」

☎ 029-222-1219（月曜～金曜 9:00～16:00）

銚田市の妊よう性温存療法費助成金の申請に関する問合せ

銚田市子ども家庭課 すこやか親子サポート係

☎ 0291-36-7611（月曜～金曜 8:30～17:15）